

令和8年度 豊田市立冷田小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等についての基本的な考え方

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。

だからこそ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめの防止等に取り組まなければならない。

これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

本校では、保護者・地域と連携して、少人数教育のよさを生かしながら「開かれた学校づくり」をめざす。そのため、冷田地区の豊かな自然を生かし、人情味のある山里の人々の協力を得ながら豊かでたくましい心を育てる。道徳教育を中心に、学校生活や身近な自分の生活と関連させながら、人とのかかわり方を学び、相手の立場に立った思いやりの心を実践的に育てる。日頃から児童の安心・安全な学校生活を脅かす“いじめ”へのアンテナを高くし、予防に心がける。いじめを把握したときには、全職員への共通理解を図り、教師集団として一丸となって対処していく。必要に応じて、専門機関、地域の有識者等と連携を取り合い、解決に向けて毅然と対処する。

(1) 育てたい児童の姿

豊かで、たくましい心づくり

- ・学校、家庭、地域において、児童一人一人に自分の居場所があり、伸び伸びと生活できる。
- ・学校や地域と積極的にかかわり、地域やお互いのよさに気付き、地域を愛すると共に温かい人間関係を築く。

(2) 学校の役割

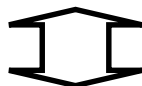
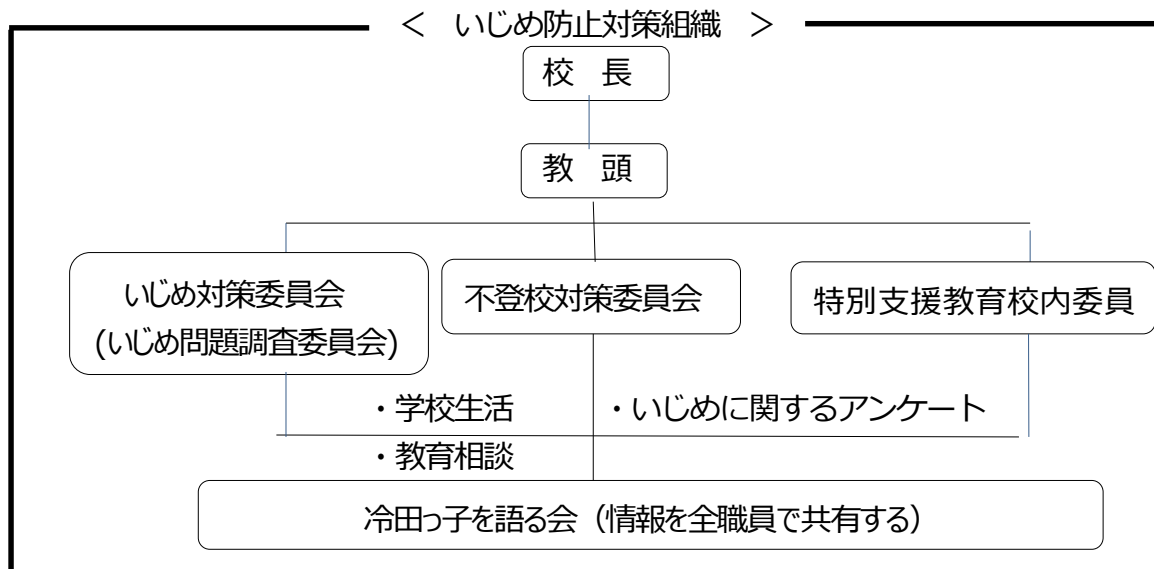
- ・子どもが安心して、楽しく通いたくなるような学校づくりをめざす。
- ・子どもとのふれあいを大切にし、共感の気持ちをもって子どもと接する。
- ・日頃から、子どもの小さな変化を見逃さない姿勢に心がけ、いじめを発見した時に

は、早期に毅然とした態度で対処する。

- ・職員間、家庭との情報交換を密にし、連携を図っていじめに対応する。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ防止対策組織」として、「いじめ対策委員会」と「冷田っ子を語る会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携し、適切な援助を求める。



外部の専門機関、関係機関との連携

(パレクとよた・児童相談所・子どもの権利相談室・警察・スクールロイヤー機能等)

(1) 「いじめ対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・教員による「点検と見直しのためのチェックシート」や「保護者アンケート」を実施し、学校におけるいじめの防止等の取組の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・4月の職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・毎月の生活アンケートやいじめアンケート、教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止等の取組に努める。
- ・教職員の資質能力向上を目指し、いじめの防止等に関する校内研修や伝達講習を計画・実施する。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校自己評価の結果等を発信する。

エ いじめへの対処

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、正確な事実の把握に努め、いじめの解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 必要に応じて、支援・指導の方針と結果について教育委員会へ報告する。
- ・ いじめ解消の判断をする。
- ・ 重大事態が疑われる場合、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。なお、この「臨時いじめ対策委員会」は「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。
- ・ 犯罪行為が疑われるいじめについて、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、警察への相談・通報の必要性を判断する。
- ・ 警察との連携が必要と判断した場合、また、判断に迷う場合は、教育委員会に連絡、相談をする。
- ・ パルクとよたの指示のもと、学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切な援助を受ける。

(2) いじめ対策委員会の構成員

〈教職員〉

- 校長 ○教頭 ○教育相談コーディネーター ○教務主任
- 教育相談主任 ○生徒指導主任 ○学級担任 ○養護教諭
- スクールカウンセラー ○スクールソーシャルワーカー 等
- ※必要に応じて、保護者の代表や校外の専門的な知識を有する方を加える
- 民生委員 ○学校運営協議会 ○PTA役員 等

(3) 「冷田っ子を語る会」の役割

- ・ 全職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(4) 「いじめ対策委員会」と「冷田っ子を語る会」の開催時期

- ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止等に努めるために、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。
- イ 「冷田っ子を語る会」を月1回実施し、児童の様子について、教師が情報交換を

行う。児童の悩み、健康面、人間関係など、児童を多角的にとらえ、職員間の共通理解を図って子どもと接する。

ウ 緊急にいじめへの対処が求められる場合については、「臨時いじめ対策委員会」を開催する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) 未然防止の取組

ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育(権利学習プログラム)の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、児童がインターネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるように指導する。

オ 感染症などに関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。

カ 児童自らがいじめについて考え、主体的に行動できる取組を充実させる。

キ いじめの問題やその取組についての理解や協力を得るため、学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載するなど、保護者や地域住民、事業者等に対して広報活動を充実する。

ク 全ての教職員が学校いじめ防止基本方針を共有し、いじめやその対応について正しく理解し、認識して教育活動に取り組む。

(2) 早期発見の取組

ア 生活アンケート(毎月1回)や教育相談(6月、11月の年2回)、通学団会(隔月1回)、スクールカウンセラーによる面談(年2回及び随時)、こころの健康観察を実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める

イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努めるとともに、スクールカウンセラーや心の相談員と連携して、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ 「心の健康観察」を活用し、心配なことを相談できる環境を整え、児童の小さなSOSの把握に努める。

エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

オ 定期的に「教員チェックシート」を実施や年2回の「hyper-QU」実施の結果等から、いじめの兆候の把握に努める。

カ 教職員間で情報共有する「冷田っ子を語る会」を毎月1回設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。

キ 「いじめのサイン発見チェックシート(保護者用)」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。

(3) いじめへの対処

- ア いじめの発見、いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、速やかに生徒指導主任と管理職に報告をあげ、「臨時いじめ対策委員会」を開催し、組織的に対応する。
- イ いじめを受けた児童の安全を確保し、対応する。
- ウ いじめの状況について児童に聞き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、丁寧に記録し、事実を正確につかむようにする。
- エ 記録は、事実が正確に記録されるようにし、適切に管理・保存する。
- オ いじめを行った児童には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- カ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田・加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- キ 対応が困難な場合などは、パルクとよたのいじめ対応支援チーム、心理や福祉の専門家からの指導・助言を受けるなど、豊田市教育委員会や関係機関等と連携し、適切な助言等を受ける。
- ク いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ケ 学校外で発生したいじめについて、放課後児童クラブやとよた地域クラブ活動等、児童が所属する団体等がある場合は、当該団体等と連携して対応、指導、見守りを行う。
- コ インターネット上の名誉棄損行為等、犯罪行為が疑われるいじめ事案については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(4) いじめ解消の目安

いじめが止んだと判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

〈いじめが解消したと判断する目安〉

- ・ いじめに係る行為が止んでいること
- ・ いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じておらず、現在いじめはないと自覚している。
- ・ いじめを受けた児童の保護者が、現在いじめはないと判断できる。
- ・ 周りの児童や教職員から見て、現在いじめはないと判断できる。

4 いじめの重大事態の疑いがある事案発生時の対応

- (1) 事案に対し「いじめ早期相談票」を適切に教育委員会へ提出するとともに、重大事態が疑われる場合は、速やかに状況を教育委員会に報告する。その後、重大事態となった場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて適切に対応し、早期解決を図る。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ問題調査委員会（いじめ対策委員会が兼ねる）」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査の目的等については、いじめを受けたとされる児童やその保護者、いじめを行ったとされる児童やその保護者に対して説明する。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた児童やその保護者、いじめを行った児童やその保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C A サイクル（P L A N → D O → C H E C K → A C T I O N）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価（1月）及び保護者への学校評価アンケート（11月）を実施し、いじめ対策組織でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止等に関する校内研修（O J T 研修）を年2回計画し、児童理解やいじめ防止等に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 校内研修では、いじめ対応研修会の伝達研修や「いじめ防止・対応マニュアル」を用いた研修を実施する。
- (3) 「学校いじめ防止基本方針」はホームページに掲載する。必要に応じて、年度途中に見直しをする。
- (4) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめの未然防止やいじめの早期発見に取り組む。
- (5) 「豊田市いじめ防止等に関する条例」を教職員がしっかりと、意識、把握して児童の指導にあたる。